第６章　推進体制の整備

１　進捗管理と評価

本計画の推進に当たっては、地域福祉に関する市民ニーズを的確に把握し、保健、医療、介護、福祉分野との連携や生涯学習等の視点を加えた総合的な推進体制の整備を進めます。

具体的な評価・進行管理機関として、市民の代表や保健、医療、介護、福祉等の関係者を構成員とした地域福祉推進協議会において、その役割を果たしていきます。

また、計画推進による成果・効果を客観的に評価・管理できるよう、定量的な指標による評価に努め、地域福祉推進協議会等を通じて、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく推進体制の強化を図っていきます。

■ＰＤＣＡサイクルのプロセスイメージ■

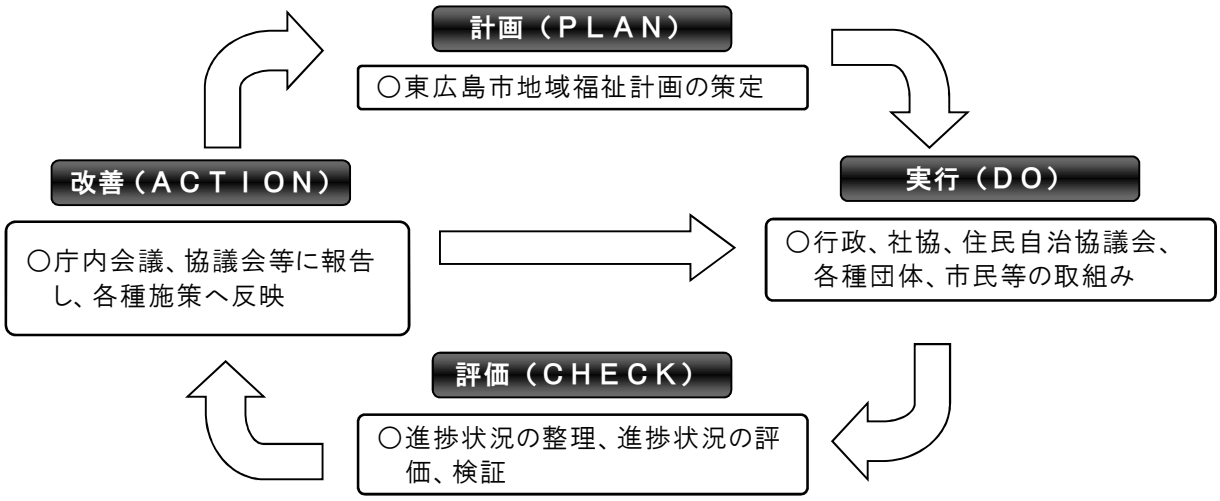

２　計画の推進

（１）計画の普及・啓発

本計画の推進に当たっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、具体的な取組みや活動事例等を紹介しながら、理解と参加・協力を求め、市民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

啓発に当たっては、計画書の概要版の作成・配布や、「広報東広島」・市ホームページ等を活用します。

①市民への計画の普及啓発

住民自治協議会等への出前講座等を実施し、本計画の基本理念や福祉課題解決のための取組みと方向性等についての理解を深めます。

さらに、本計画の推進に当たっての提案等の意見交換を行い、市民と行政、あるいは地域と各種団体等との協働による本計画の推進を目指します。

②組織・団体等への計画の普及啓発

市内の福祉関係の事業者をはじめ、各種団体、企業等に対して、本計画に対する理解を促し、ボランティア、ＮＰＯ、大学、企業等による本計画の推進を促進します。また、関係機関・団体との各種連絡会議等の機会を通じて、本計画の普及・啓発に努めます。

（２）地域福祉活動の発表・紹介の場づくり

社協や市の行事・イベントや地域の祭り等の場を活用し、日頃の地域福祉活動の発表の場づくりに取り組みます。また、社協だより「ふれあい」や、「広報東広島」、市ホームページ、そのほか様々な媒体・機会を通じて地域福祉活動の紹介を行い、情報の提供と共有に努めます。

広く市民に地域福祉活動を知ってもらう場を作ることで、本計画の推進に対する理解と、活動への参加促進を図ります。

（３）市民、関係団体・機関、行政の協働

本計画の施策を実現するためには行政だけでなく、社会福祉法人、ボランティア、企業等、そして何よりも市民の参画が重要です。

市民の一人ひとりが自発的に、地域の助け合い・支え合いの一翼を担えるよう、そのきっかけづくりから具体的な活動までのコーディネート体制を強化し、市民の取組みと行政の取組みが相乗効果をもたらすことによって地域福祉の向上を図っていける環境づくりを進めます。

また、市民のニーズに応じた多様な福祉サービスや相談体制の充実のため、民間事業者に対して地域福祉への協力を促し、計画の着実な推進に努めるとともに、サービス提供における課題解決や市民の権利擁護の体制を充実させて、利用者本位の福祉サービスを推進します。